

平成22年8月24日

岐阜県医師会  
岐阜県医薬品卸売協同組合  
各市町村保健衛生主管課  
各保健所健康増進課

御中

岐阜県新型インフルエンザ対策本部事務局

県内関係機関からのインフルエンザワクチン接種に  
関する質疑について

8月10日に開催しました「インフルエンザワクチン接種事業に関する説明会」において、配布しました資料8「県内関係機関からのインフルエンザワクチン接種に関する質疑（概要）」のうち、厚生労働省に照会中であった質疑の一部について、8月23日、下記のとおり回答がありましたので、お知らせします。

また、No.20については、8月13日に厚生労働省から一度回答がありましたが、現在、再質問中であり、その内容について追記しましたので、併せてお知らせします。

記

5 10月1日以降の契約について

新たに開業した医療機関などが、10月1日以降、国とワクチン接種の契約を行うことができるか。

【回答】

可能である。

9 接種費用の設定と他法令との整合について

インフルエンザの予防接種に係る費用を行政と医師会が協議し、設定することについて、独占禁止法等の他法令に抵触しないよう留意する点はないか。

【回答】

公正取引委員会には説明を行ったところである。

14 「発熱等により接種が行えなかった場合」について

問診のみの費用徴収可とされているが、通常、問診のみで費用徴収している医療機関は非常に少ない。費用を徴収する背景、目的、算出根拠などは示されるのか。

【回答】

昨年度の事業において各都道府県からご指摘いただいたものであり、追加したものである。

【不明確な内容のため再質問中】

16 現行の新型インフルエンザワクチン接種予診票の使用について

現行様式の予診票の在庫が大量にあり、10月1日以降、使用したい。

この場合、「高校生に相当する年齢以上の者」を対象とした予診票であれば、新たに「免疫不全」、「慢性疾患」、「1ヶ月以内の発熱」の3項目の質問事項、被接種者の記入欄に「3価ワクチン」を追記等を行い使用してよいか。また「高校生に相当する年齢以上の者」以外の対象者の様式については、被接種者の記入欄に「3価ワクチン」の追記等を行い使用してよいか。

【回答】

差し支えない

17 予診票の管理について

新臨時接種について、接種後の予診票の管理は、医療機関か市町村か。また、市は接種歴を管理するのか。

【回答】

市町村にお願いしたい。

18 予防接種済の健康手帳等への記載について

予防接種済証の交付を健康手帳やお薬手帳等への記載に代えてもよいか。

【回答】

差し支えない。

19 接種済証の交付について

高齢者への接種済証の交付は、新臨時実施前までは、受託医療機関名で発行する新型インフルエンザ予防接種済証と、市町村長名で発行するインフルエンザ予防接種済証をそれぞれ発行することとなるのか。市町村長名で一括して発行することは認められないか。

新臨時接種実施後の新たな様式は示されるのか。

【回答】

二類定期接種の対象者についてが、3価ワクチンを接種した場合においては、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業(新臨時接種)」と二類定期接種」と2つの性格を有することとなることから、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業(新臨時接種)」に基づく予防接種済証を交付するものとし、予防接種法施行規則第4条第1項に規定する予防接種済証の交付を省略して差し支えない。

また、様式は、全国会議時に(案)をお示ししたところ【下記のとおり再質問中】

19-2 接種済証の交付について

全国会議時に示された予防接種済証案(資料3 p15)は、受託医療機関の代表者又は接種を行った医師名で発行する様式となっているが、新臨時接種実施後は、市町村長名で予防接種済証を交付する必要はないか。

【厚生労働省への照会中】

## 20 低所得者の定義について

新臨時接種実施に際して、低所得者の定義について、改めて示されるのか。

### 【回答】

現時点では決まっていないが、必要に応じて示すこととする。【20-2～4のとおり再質問中】  
(8月13日 岐阜県への厚生労働省回答)

## 20-2 低所得者の定義について

現行の助成実施要綱における低所得者の範囲は、「生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する者」を原則とし、各市町村の実状に応じ、対象者や助成の金額を別に定めることができるとなっているが、10月1日以降も同じであると考えてよいか。

また、新臨時実施後については、各市町村の実状に応じ、対象者や助成の金額を別に定めることができないものと考えてよいか。

【厚生労働省への照会中】

## 20-3 低所得者の定義について

定期接種における低所得者の範囲については、昭和23年9月24日付け厚生事務次官通知に示された「生活保護法の適用者又はこれと同程度と認められるもの」のみが根拠になっていると考える。

今後、定期接種における低所得者の範囲について、「市町村税非課税世帯に属する者」が含まれる旨を明確に示されることはないか。

【厚生労働省への照会中】

## 20-4 低所得者の定義について

現行の助成実施要綱における対象者が「当該市町村に居住する住民」になっているが住所とは異なる病院・福祉施設に入院・入居等する者については、住所地の市町村と施設の管轄市町村のいずれの市町村が取り扱うことが適当か。

【厚生労働省への照会中】

【平成22年8月24日現在】

## 県内関係機関からのインフルエンザワクチン接種に関する質疑（概要）

## 1 ワクチンにの有効性、安全性について

ワクチンの有効性や安全性の情報は、どのように入手できるのか。

## 【回答】

厚生労働省において、3価ワクチンと1価ワクチンのそれぞれについて、メリットやデメリットが明らかとなる資料を配布することとしている。

(資料6-2 p1 No.2)

## 2 ワクチンの流通及び供給について

ワクチンの製造、流通は十分なのか。昨年度のような混乱は生じないか。

## 【回答】

予想される需要に対して、十分な製造・供給能力は確保されていると考えられている。

3価ワクチンの流通に関しては、通常の市場流通であるが、国は安定供給に関する文書（資料4）を発出する。

(資料3 p21)

## 3 事業の始期について

二類定期接種の開始日は、10月1日としなければならないか。

## 【回答】

市町村が行う二類定期接種に係る医療機関との契約における事業の始期については、一般の国が行う契約の始期である10月1日からとする。

(資料3 p3)

## 4 接種の終期について

新臨時接種や二類定期接種の終期をいつまでとするのか。

## 【回答】

新臨時接種の終期については、国民が一定程度の免疫をもつに至ったかどうかや、病原性、国内・海外での流行状況などを総合的に検討した上で判断する必要があることから、あらかじめ示すことは困難である。

また、予防接種法に基づく二類定期接種の終期も新臨時接種と同じにしていきたいと考えており、二類定期接種に係る市町村と医療機関との契約期間は最大限を見込んで年度末までとしていきたい。

(資料6-3 問3)

## 5 10月1日以降の契約について

新たに開業した医療機関などが、10月1日以降、国とワクチン接種の契約を行うことができるか。

## 【回答】

可能である。

(8月23日 岐阜県への厚生労働省回答)

## 6 勸奨について

勸奨はどのように行うのか。

### 【回答】

10月以降新臨時接種実施前は、法律に基づく勸奨は行わない。

新臨時接種実施時の勸奨の具体的な広報及び周知については、HPや広報誌等によるお知らせ及び健康診断時や学校・企業等の集団の場を活用した方法により、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間、予防接種を行う場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項及びその他必要な事項について、周知をお願いするものである。

なお、高齢者については、「新臨時接種」と「二類定期接種」の2つの性格を併せ持つことから、例えば接種券を配布するなど、各市町村におけるこれまでの二類定期接種における対応を行っていただくことは差し支えない。

(資料6-2 p3 No.20、資料6-3 問5)

## 7 任意接種の実施について

市町村と契約していない医療機関が任意接種を行うことは可能か。

### 【回答】

今シーズンにおいては、インフルエンザHAワクチンの流通が市場流通になることから、市町村(国)と接種等の契約を行わない医療機関においても接種が可能となるが、仮に契約せずに接種を行う医療機関があった場合、同じ地域でありながら接種費用がまちまちになり、住民が混乱することが予想されるとともに、健康被害救済がPMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の適用のみとなり、接種行為そのものに起因する健康被害は救済対象とならなくなるほか、市町村が実施する低所得者費用減免措置も受けられないといった課題もある。

このようなことから、国としては、国民が公平かつ適正に接種を受けることができる環境をつくる必要があると考えており、接種を行う医療機関については、契約を締結した上で市町村が設定する接種費用で接種を実施していただけるよう周知を行って行きたい。各都道府県、市町村におかれても、この旨周知をお願いしたい。

(資料6-3 問2)

## 8 住所地以外の医療機関での接種

新臨時接種開始以降、入院患者、福祉施設入居者等が、住所地市町村との契約を行っていない医療機関において接種を受ける場合、その都度契約が必要となるのか。

### 【回答】

資料6-3「問1」の答のとおり、整理する必要があると考えている。

(8月18日 岐阜県への厚生労働省回答)

## 9 接種費用の設定と他法令との整合について

インフルエンザの予防接種に係る費用を行政と医師会が協議し、設定することについて、独占禁止法等の他法令に抵触しないよう留意する点はないか。

### 【回答】

公正取引委員会には説明を行ったところである。

(8月23日 岐阜県への厚生労働省回答)

10 3価ワクチンにおける接種費用

二類定期接種と新臨時接種の料金は同一にしなければならないか。

【回答】

原則として、新型インフルエンザワクチン接種事業における低所得者に対する接種費用の助成に係る国庫補助基準額により接種費用を設定していただきたいが、予防接種法に基づき市町村が従来から実施している二類定期接種における接種費用との整合性を勘案し、市町村の判断により、上記と異なる接種費用を設定することは可能とすることとしているところ。

なお、高齢者については、予防接種法に基づく二類定期接種としての性質をもつことを踏まえ、たとえば、高齢者と高齢者以外で異なる接種費用を設定することも差し支えない。

(資料6-3 問18)

11 ワクチンの種類による接種費用について

3価、1価のワクチンが流通することになるが、接種費用はどのように設定するのか。

【回答】

接種費用は、3価ワクチンも1価ワクチンも同じにしていきたいと考えている。

(資料6-2 p1 No.3)

12 低所得者へのワクチン接種の補助基準額について

3価ワクチンと1価のワクチンの両方に共通する接種費用として示されると考えてよいか。

【回答】

8月11日付厚生労働省健康局結核感染症課の事務連絡のとおり、65歳以上1回目接種以外については、3価と1価に共通する接種費用を定めたいと考えている(現在、関係省庁と協議中)。

(8月18日 岐阜県への厚生労働省回答)

13 小児と成人の接種費用について

ワクチン接種費用を小児と成人をそれぞれ別に設定してよいか。

【回答】

資料6-3「問18」の答のとおり、二類定期接種以外については、国庫補助基準額により接種費用を設定されたい。

(8月18日 岐阜県への厚生労働省回答)

14 「発熱等により接種が行えなかった場合」について

問診のみの費用徴収可とされているが、通常、問診のみで費用徴収している医療機関は非常に少ない。費用を徴収する背景、目的、算出根拠などは示されるのか。

【回答】

昨年度の事業において各都道府県からご指摘いただいたものであり、追加したものである。

(8月23日 岐阜県への厚生労働省回答)

【不明確な内容のため再質問中】

15 二類定期接種の予診票様式の使用について

二類定期接種の予診票を3価ワクチン接種時の予診票としてよいか。

【回答】

二類定期接種の対象者については、新型インフルエンザワクチン接種に必要な事項が網羅されていれば(不足があれば追記していただくことが必要)、二類定期接種の予診票を使用して差し支えない。

なお、上記以外の者に対しては、厚生労働省が示す様式を用いることを原則とする。

(資料3 p10、資料6-2 p3 No.22)

16 現行の新型インフルエンザワクチン接種予診票の使用について

現行様式の予診票の在庫が大量にあり、10月1日以降、使用したい。

この場合、「高校生に相当する年齢以上の者」を対象とした予診票であれば、新たに「免疫不全」、「慢性疾患」、「1ヶ月以内の発熱」の3項目の質問事項、被接種者の記入欄に「3価ワクチン」を追記等を行い使用してよいか。また「高校生に相当する年齢以上の者」以外の対象者の様式については、被接種者の記入欄に「3価ワクチン」の追記等を行い使用してよいか。

【回答】

差し支えない

(8月23日 岐阜県への厚生労働省回答)

17 予診票の管理について

新臨時接種について、接種後の予診票の管理は、医療機関か市町村か。また、市は接種歴を管理するのか。

【回答】

市町村にお願いしたい。

(8月23日 岐阜県への厚生労働省回答)

18 予防接種済の健康手帳等への記載について

予防接種済証の交付を健康手帳やお薬手帳等への記載に代えてもよいか。

【回答】

差し支えない。

(8月23日 岐阜県への厚生労働省回答)

19 接種済証の交付について

高齢者への接種済証の交付は、新臨時実施前までは、受託医療機関名で発行する新型インフルエンザ予防接種済証と、市町村長名で発行するインフルエンザ予防接種済証をそれぞれ発行することとなるのか。市町村長名で一括して発行することは認められないか。

新臨時接種実施後の新たな様式は示されるのか。

【回答】

二類定期接種の対象者についてが、3価ワクチンを接種した場合においては、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業(新臨時接種)」と二類定期接種」と2つの性格を有することとなることから、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業(新臨時接種)」に基づく予防接種済証を交付するものとし、予防接種法施行規則第4条第1項に規定する予防接種済証の交付を省略して差し支えない。

また、様式は、全国会議時に(案)をお示ししたところ【19-2のとおり再質問中】

(8月23日 岐阜県への厚生労働省回答)

19-2 接種済証の交付について

全国会議時に示された予防接種済証案(資料3 p15)は、受託医療機関の代表者又は接種を行った医師名で発行する様式となっているが、新臨時接種実施後は、市町村長名で予防接種済証を交付する必要はないか。

【厚生労働省への照会中】

20 低所得者の定義について

新臨時接種実施に際して、低所得者の定義について、改めて示されるのか。

【回答】

現時点では決まっていないが、必要に応じて示すこととする。【20-2～4のとおり再質問中】  
(8月13日 岐阜県への厚生労働省回答)

20-2 低所得者の定義について

現行の助成実施要綱における低所得者の範囲は、「生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する者」を原則とし、各市町村の実状に応じ、対象者や助成の金額を別に定めることができるとなっているが、10月1日以降も同じであると考えてよいか。

また、新臨時実施後については、各市町村の実状に応じ、対象者や助成の金額を別に定めることができないものと考えてよいか。

【厚生労働省への照会中】

20-3 低所得者の定義について

定期接種における低所得者の範囲については、昭和23年9月24日付け厚生事務次官通知に示された「生活保護法の適用者又はこれと同程度と認められるもの」のみが根拠になっていると考える。

今後、定期接種における低所得者の範囲について、「市町村税非課税世帯に属する者」が含まれる旨を明確に示されることはないか。

【厚生労働省への照会中】

20-4 低所得者の定義について

現行の助成実施要綱における対象者が「当該市町村に居住する住民」になっているが住所とは異なる病院・福祉施設に入院・入居等する者については、住所地の市町村と施設の管轄市町村のいずれの市町村が取り扱うことが適当か。

【厚生労働省への照会中】